

第3回行政改革専門小委員会

日 時 平成20年8月12日(火)

14:30～16:00

場 所 島根県職員会館 健康教育室

議事(意見交換)

(1) 公益法人制度改革について

委員 県の外郭団体で、指定管理業務をしているところが幾つかあるわけですけど、この業務は公益目的事業となり得るのかお尋ねします。

事務局 いろいろな場合があると思いますので、一概にこれはどうですというのは今は、答えにくいです。

委員 契約だけを見ますと、例えばこういう施設の管理を委託します、受けましたという話だから請負ですよ。それだけをとらえると公益目的事業となり得ないと思えますし、あるいはその施設が何に使われているかという観点から見ると、公益目的事業となり得る可能性もあるのかなと思えます。そういう契約行為そのことだけを見て判断するのか、あるいは対象となる施設がどう使われているか、そういうところまで見て判断するのか、それはどういうところで判断するかというところをお尋ねしたい。

事務局 実際には、単に指定管理になっているからどうこうではなくて、先ほどおっしゃられたように、具体の事業まで見ていくような格好にならざるを得ないと思っております。

委員 先ほどの公益目的支出計画のモデルというところで、ここで上げてあるケースについて、公益目的支出というのは全体の50%以上というふうにどこで判定するのかというところがよくわからなかったのですが、全体のオフィス賃貸事業費とか、そういうのを含めると、博物館、それから研修会は50%に達してないような気もするのですが。

事務局 このモデル例は、いわゆる一般社団・財団への移行でございまして、公益事業が50%以上ないといけないというのは、いわゆる公益社団・財団への移行でございまして。ですから、このモデル例のところについては、一般財団への移行ですので、50%を超えている必要は逆になくて、そのとき残っている資産を、そのかわりはき出してしまおう、ゼロまでする計画をつくる必要があるということでございます。

委員 わかりました。ただ1点、この表の中で公益目的のための支出については、実際の費用、例えば運営費の2,300万から入館料収入の800万を差し引いて、それと研修会の方も同じようにやって、公益目的のための支出は2,000万と、そういうふうに計算するということですか。

事務局 はい。

委員 それは公益社団・財団法人への移行のときの計算のときも同じようにやって、その50%判定をするということでしょうか。

事務局 公益の認定のときの基準は、支出で5割以上が公益事業に使われているかどうかということになりますので、そこでマイナスが幾らとか、そういうことではなくて、今のこのモデルでいきますと、費用の9,100万円ですけれども、そのうち公益的な事業に使われているのが2,300万と700万と50万の計3,000万程度みたいな格好になって、50%ないという見方になるということですよ。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 15、16ページ、公益社団法人・財団法人と一般社団・財団法人の違いなのですが、一般社団・財団法人でも非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人は収益事業についてのみ課税ということなので、公益社団・財団と一般社団・財団の仕切りというのがそんなにはっきりしないというふうにもとらえられるのですが、その辺はどうなのでしょう。先ほど公益目的事業の認定で、不特定というところでもかなりハードルが高いのではないかというお話もあったのですが、一番大きな違いは寄附税制が適用されるかどうかということのように見えます。これはこれからの公益社団・財団というのは寄附金をベースに活動していくんだという新しい方向性を出しているのかなというふうに思うのですが、既存の財団・社団が仮に一般の方になっても、税制上のメリット、非課税のメリットというのは受けられるように思うのですが。

事務局 公益社団・財団と、一般社団・財団の、まず1点、税制上の大きな違いは、先ほどおっしゃいましたように、公益社団・財団は寄附税制の優遇措置がありますけど、一般社団・財団はそれが幾ら非営利性が徹底されていても優遇措置はないということと、それから収益事業についてのみ課税という点は共通ですけれども、16ページの右上の、いわゆる の収益事業を公益目的事業に費やした分は損金算入できるみたいなことは、一般の社団の方には幾ら非営利性が徹底されたところでも、それは設けられておりませんので、その辺に差がございます。

委員 研修事業などは受講料とかテキスト代を仮に徴収しても、支出で公益性を判断すると、それは公益事業ということになるわけですね。

事務局 はい。

委員長 ありがとうございました。

(2) 今後の審議の進め方について

委員長 続きまして、今後の審議の進め方に移りたいと存じます。

これから委員会としましては、提言に向けて具体的審議に入ることになるわけですが、公の施設、外郭団体等、相当な数がございます。したがって、時間も限られておりますので、委員長の私としましては、この際、対象を絞り込んでやっていきたいと考えているところでございます。ついては、私が事務局にお願いして資料を作成いたしましたので、私の方から、その絞り込み等の御説明をいたします。

まず、公の施設について御説明いたしますが、資料5の公の施設一覧表をごらんいただきたいと存じます。施設につきましては、資料の中で機能から大別しまして、まず集客施設、それから貸し出し・研修施設、体育施設、レクリエーション・文教施設、専門教育・研究施設の5つの区分で一覧表をつくっております。

次に、この対象となります52施設のうち、検討の対象外とする施設についてですが、まず法令等により県が設置し管理することが定められている施設として、一覧表では下の方に列記しております。まず消費者センター、女性相談センター、心と体の相談センター、それからわかたけ学園、この4施設については検討対象外にしたいと考えております。

次に、ほかの組織におきまして検討がなされている施設としまして、まず高等技術校、そして県立学校の2つの施設については、検討対象外にしたいと考えております。

それから、生活に必要な社会基盤である施設としまして、漁港、道路、河川、港湾施設・浜田ポートセンター、空港、流域下水道、県営住宅、中央病院、こころの医療センターの9施設がございしますが、このうち流域下水道と県営住宅についてはこれまでの議論の中で御指摘がございました。これにつきましては、流域下水道は民間外部委託の形態となっております。また県営住宅は住宅供給公社へ指定管理者制度の形態で委託されております。したがって、この2施設を含めまして、9施設については公の施設の検討対象外にしたいと考えているところでございます。委員長として、そのよ

うな方向で進めていきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

委員 結構です。

委員長 よろしいですか。

委員 はい。

委員長 それでは、公施設の検討対象は、集客施設が7、貸し出し・研修施設が6、体育施設が8、レクリエーション・文教施設が10、専門教育・研究施設が6、合わせて計37施設を対象とさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、外郭団体について御説明させていただきます。

外郭団体については、資料ナンバー6の外郭団体一覧表をごらん願います。今回検討で対象外とする団体については、一覧表の資料の方で団体の名前を白抜きにいたしております。まずほかの委員会を設置して検討中の林業公社については対象外といたしたいと考えております。また、次に法律で国が指導監督を行うことになっております金融系の3団体でございます。漁業信用基金協会、それから信用保証協会、農業信用基金協会については対象外といたしたいと考えます。したがって、検討の対象外とする団体は4団体になります。

また、今までの議論の中では優先順位をつけて検討したらどうかという御指摘がございました。そこで今回の外郭団体見直しの検討に当たり、検討の中心となる団体について一覧表ではその名称に網かけをしております。その対象は、まず県が経営評価をしている団体、それから指定管理料を除きまして団体に対する県の支出総額が1億円以上の団体を網かけしております。県のかかわり合いが広範で大きい団体を、まず検討の中心に据えてまいりたいと思っております。これからの外郭団体の検討の進め方として、まずは対象を絞る形で、そしてまた、優先順位をつけて外郭団体の検討を進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 特にありません。

委員長 ほかの委員さん、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員 確認させていただければと思うのですが、役職員の状況のところ括弧書きで県の方の数ということで記載いただいておりますが、こちらは現役のみならずOBの方も含めた数字になっているということでしょうか。

事務局 これは、5月の第2回の会議の際に一覧表で御説明させていただいたものをそ

のまま持ってきておりますが、これは現職の職員の状況になります。

括弧書きの数字が現職職員の状況です。ですから、ここに上がっております職員の内数ということでごらんいただきたいと思います。

委員長 この括弧書きというのは、今の現職の職員さんの実数、内書きですね。

事務局 はい、内書きです。

委員 ではOBは入っていないということですか。

委員長 これは派遣されているということによろしいですか。

事務局 はい。

委員長 役員のところの括弧書きは、理事に就任しておられるとか、そのようなことでございますか。

事務局 そうです。

委員 私も確認なのですが、この網かけがかかっているのは県出資等50%以上のすべての団体と、50%未満であっても経営評価の対象になっているか、補助金委託料等が相当額、1億円とか、そういうことでしたかね。経営評価の対象と補助金委託料の額というのはおおむねオーバーラップしていると思うのですが、中にはそうでもない団体、しまね農業振興公社とかがありますが、これが経営評価の対象というのはどういう要件でしょうか。

事務局 経営評価の対象は、自治法上で県が指導監督するところの基本財産への出資比率2分の1以上、それとあわせまして基本財産の2分の1以上の損失補償をしている団体を基本としています。50%未満のところでは経営評価対象にしているものは県の独自の事情でかわりが強い、多少経営評価である程度の業務について団体の状況を見ないといけないということで経営評価に入れているものがあります。例えば社会福祉事業団などは、県の施設の民間移管とか、あるいは事業団見直しの過去の一連の流れの中で、当分の間は経営評価対象としようということで経営評価の団体として加えております。ですから基本的に出資比率2分の1以上並びに基本財産の2分の1以上の損失補償をやっている団体と、あと過去の経緯で県のかかわりが深かったと思われる団体について経営評価対象としているところです。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、外郭団体につきましては、4団体を検討の対象外といたしまして、検討対象の団体は40団体となります。そして、その中で検討の中心となる対象団体は20団

体といたします。

これから検討対象の公の施設、外郭団体については、検討しやすいようにこれまでの資料を再調整しまして、具体的に議論したいと考えております。本日の議事はこれで終了いたしますが、事務局の方から何かございますか。

事務局 よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと事務局の方から1点、御報告と申しますか、説明をさせていただきたいことがありますので、よろしく願いいたします。

5月19日、第2回のこの委員会の際に、委員の皆さんに公の施設並びに外郭団体の現状について御承知いただきたいということで概要説明をさせていただきました。その際の一覧表で施設、団体等のデータについて御紹介させていただいたわけですが、その中で公の施設につきまして、委員の方から東西に施設があるものについて、その運営費に大きな差があるのはどういった理由でしょうかという御質問がありました。このことについては、後ほど回答させていただきますということで預かりをさせていただきましたので、その説明をさせていただきます。

対象施設は生涯学習推進センターと、それから高等看護学院の2つになります。生涯学習推進センターは、一覧表上は東部の運営費が8,500万程度、それから西部の運営費が3,000万程度ということで、あと受講者数はそんなに変わりがないと、そういう中でこの運営費の差というのはどういったことでしょうかということでありました。その会議の際にもちょっとある程度の回答はさせていただきましたが、基本的にこの運営費の差は、東部の方が全県対象の事業を展開しておるということでもあります。東部は他機関との連絡調整機能を持った上で、県下全域を対象とした事業を企画、実施しておるといったようなことがありまして、そういった関係から職員も西部に比べて多いということで運営費が増嵩しておると、西部に比べて運営費が高いということでもあります。

それから、高等看護学院です。これは松江と石見と、東西あります。これにつきましても、運営費が松江は1億弱、それから石見は2億を超える運営費が出ておるということでありまして、これにつきましても、施設の性格あるいは施設の規模、こういったところから石見の運営費が大きくなっているということでもあります。松江は嫁島の松江の医師会の建物に合築で入っている施設でして、施設の規模自体が1,400平米程度であります。石見は7,000平米程度の施設になっておるといったことが一つと、

あと、松江は定時制の施設で、石見は全日制の看護師養成施設ということでありまして、性格が異なっておるということで、授業時間数も松江が2,000時間程度に比べて石見が3,000時間弱みたいな格好で、全体的な授業のカリキュラムの関係等々、授業数も異なるというところで、これも教員の配置等が石見は手厚いというようなことでありまして、こういう経費の差が出ておるということでもあります。以上です。

委員長 ただいま事務局から説明がありました。その件につきまして御質問などございませんか。

(意見なし)

委員長 よろしいですか。

それでは、次回の委員会は8月27日に開催することにし、本日の委員会を終了いたします。

本日は、まことにありがとうございました。